

平成25年度予算見積調書

課室名：高齢介護課
 担当名：地域包括ケア担当
 内線：3256 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B30	埼玉県地域包括ケアシステム支援人材バンク事業		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費	
事業期間	平成25年度～平成29年度	根拠法令	・介護保険法第5条第2項、第115条の46第5項 ・地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省通知）		戦略項目	02 介護の安心		
					分野施策	010201 高齢者が安心して暮らせる社会づくり		
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>医療、介護、予防などの生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステム構築の実現に向け介護保険法の改正が行われ、平成24年4月から、このシステムの中核を担う地域包括支援センターにおいて、その強化策として地域ケア会議の開催が初めて努力義務とされた。地域ケア会議は、ケアマネジャーが抱える困難事例等を地域資源の活用により解決につなげていくものである。そこで、地域で確保が困難な弁護士及び精神保健福祉士など専門職等の人材を県に登録し、地域ケア会議に派遣することにより、効果的な会議の開催を支援し、地域包括ケアシステムの構築を促進する。</p> <p>(1) 埼玉県地域包括ケアシステム支援人材バンク事業 4,680千円</p>			<p>(1) 事業内容 ア 地域包括ケアシステム支援人材バンク事業 4,680千円 (ア) 県が「地域包括ケアシステム支援バンク」を創設。弁護士及び精神保健福祉士などの専門職種、先進的な地域包括支援センター職員等の募集及び関係団体との調整を行い登録する。 (イ) 市町村又は地域包括支援センターは、バンクに登録された人材や職種を参考に、県に派遣の申込みを行う。 (ウ) 県が、登録人材や関係団体と調整を行い、市町村やセンターへ派遣する。</p> <p>(2) 事業計画 ア 4月～5月 職能団体等との調整 イ 5月～通年 人材登録 ウ 6月～通年 市町村と専門職種とのコーディネート及び派遣</p> <p>(3) 事業効果 地域包括ケアシステム構築が促進され、高齢者を地域で支援できる体制が整備される。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 職能団体等の協力による人材の確保</p>					
2 事業主体及び負担区分 (国10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
決定額	4,680	国庫支出金	4,680				0	4,680
前年額	0						0	